

令和元年房総半島台風等被害 に関する災害対応の検証



令和3年2月12日

館山市

目 次

はじめに	1
1 被害の概要	1
(1) 台風等の気象概況	
(2) 人的被害	
(3) 住家被害	
2 災害対応の検証結果	2
2-1 情報の収集・伝達(被害状況や市民ニーズの把握を含む)	
2-2 地元町内会や自主防災組織、防災士との連携	3
2-3 避難所の開設と運営(避難者の処遇も含む)	
2-4 支援物資の配布	4
2-5 電気(停電)、電話(携帯等)、水道(断水)の復旧	
2-6 道路、河川、土砂崩れ、倒木、電柱倒壊等の復旧	5
2-7 教育関係	
2-8 産業復興支援	6
2-9 ごみ収集と処理	
2-10 ボランティア	
2-11 災害弱者支援	7
2-12 安全対策	
2-13 防犯対策	8
2-14 被災者に対する支援	
2-15 被災家屋に対する支援	9
2-16 国(自衛隊含む)、県、他市町村からの人的支援と物的支援	
2-17 その他の項目	
2-18 庁内における見直し事項(全庁的な共通課題)	10
2-19 災害対策本部各班の課題と改善策	11
(1)本部班	(2)総務班
(3)救援班	(4)調達班
(5)復旧班	(6)収容班
3 災害対応の記録及び被害等	13
(1) 台風等の気象概況	
(2) 人的被害	14
(3) 住家被害	
(4) 公共建築施設の被害等	
(5) 公共土木施設の被害等	
(6) 停電被害・復旧状況	15
(7) 農業、漁業施設の被害等	
(8) 商工業の被害等	16
(9) 災害廃棄物の処理	
(10) ふるさと納税寄附金(災害支援寄附金)等の状況	
(11) 罹災証明書の発行状況及び支援等相談受付状況(住家のみ)	

(12)	被災者生活再建支援制度に基づく被災者生活再建支援金の交付状況	・ 17
(13)	被災住宅の応急修理及び修理補助金支援の状況	
(14)	応急仮設住宅の利用・入居状況	
(15)	千葉県災害弔慰金・災害見舞金の支給実績	・・・・・・・・・・ 18
(16)	千葉県災害義援金の支給状況	
(17)	被災者生活再建支援制度に基づく災害援護資金貸付制度の状況(貸付実績)	
(18)	生活福祉資金制度に基づく緊急小口資金(特例貸付)の状況(貸付実績)	
(19)	災害廃棄物事業による被災住宅家屋の解体撤去の状況(実績)	
(20)	市税等の減免の状況	・・・・・・・・・・ 19
(21)	保育料の減免の状況	・・・・・・・・・・ 20
(22)	学童クラブ利用料の減免の状況	
(23)	自衛隊、国、県、市町村職員等の受援状況	

令和元年房総半島台風等に関する災害対応の検証

はじめに

令和元年に発生した房総半島台風等の被害からは、まだ復旧の途中ですが、発生から1年余りが経過するため、現時点における災害対応の検証を行い、その後の事項は、後日追記することと致します。

今回の災害対応の検証に際しては、各町内会、市議会及び庁内各部からの意見や要望などを収集し、項目ごとに「意見・課題」及び「今後の対応」について取りまとめました。

これらの検証内容については、次の災害対応に活かすため、館山市地域防災計画をはじめとした各種計画、マニュアル類等に反映させていきます。

1 被害の概要

(1) 台風等の気象概況

ア 令和元年房総半島台風(台風15号)

9月9日未明、台風15号が関東地方を直撃しました。館山市では、午前2時半ごろ、観測史上2番目となる最大瞬間風速48.8m/sを記録。南南西からの竜巻のような猛烈な風により、建物被害、停電や断水、通信障害などが発生、市内全域が甚大な被害を受けました。特に、暴風による電柱の倒壊等により発生した大規模停電は最長2週間近くにおよび、市民生活に大きな影響を与えました。

最も大きな被害は暴風による家屋の屋根材飛散の被害でした。海岸に面した地区の家屋被害が甚大で、館山市全体では6,000棟を超える住家が被災しました。



イ 令和元年東日本台風(台風19号)

10月12日深夜、台風19号が伊豆半島付近に上陸し、東日本を縦断。関東・甲信・東北地方などで、記録的な大雨となり、河川の堤防決壊などで甚大な被害をもたらしました。



館山市では、台風15号の経験をもとに早期に避難を呼びかけたこともあり、17か所の避難所に過去最多の2,332人が避難しました。

吹き荒れた暴風により房総半島台風で被災した家屋のブルーシートが剥がされるなどの被害が多数発生しました。

ウ 10月25日大雨被害

10月25日午前、台風21号と低気圧による猛烈な降雨によって、館山市に大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報が発表されました。

当日の24時間雨量は、207.5mmに達し、市内各所で道路冠水や土砂崩れ等が発生し、道路の通行止めとなった他、河川に近い住家の床上、床下浸水被害も発生しました。



(2) 人的被害

(令和3年1月19日現在)

- ア 房総半島台風：死亡・行方不明者0名(災害関連死：2名)
- イ 東日本台風及び10月25日大雨被害：死亡・行方不明者0名

(3) 住家被害

住家被害(罹災証明書発行数)は以下の通りです。

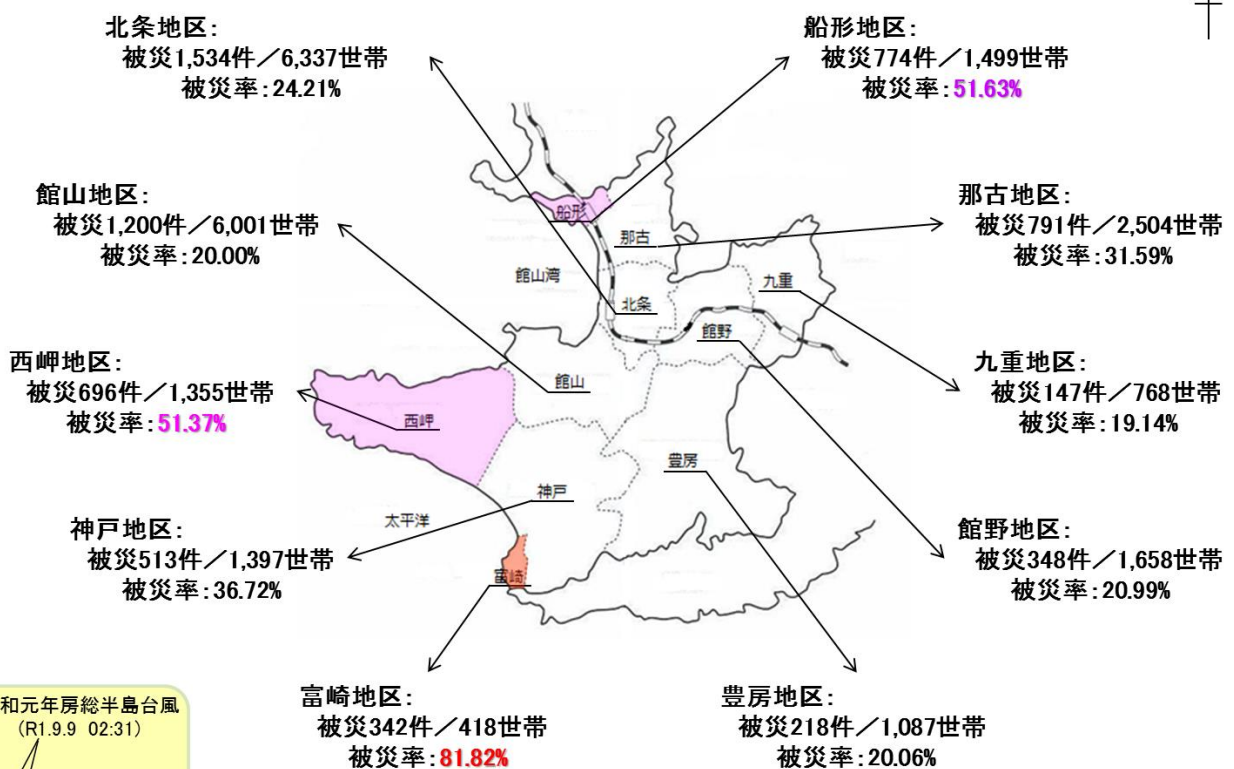
(令和3年1月25日現在)

区 分	全 壊	大規模半壊	半 壊	一部損壊	合 計
件 数	101	235	1,392	4,869	6,597

※館山市全体の約23,000世帯の3割に被害発生

富崎地区：約8割、船形地区及び西岬地区：約5割の世帯に被害発生

《 罹災証明書発行状況による地区別被害状況 》



2 災害対応の検証結果

2-1 情報の収集・伝達（被害状況や市民ニーズの把握を含む）

(1) 意見・課題

- ア 防災行政無線が聞き取りづらかった。停電発生後、防災無線が聞こえなくなった。
- イ 市から市民へ伝える情報、連絡が遅かった。
- ウ 避難所の事前開設情報等、独居高齢者への伝達が不十分であった。
- エ 各町内会等の被害、要望内容などを報告シートで市へ報告し、情報収集に役立ててはどうか？
- オ 広報車、巡回車による情報伝達を行ってほしい。
- カ 長期停電時などは、防災ラジオの普及、活用が望ましい。

(2) 今後の対応

ア 防災行政無線の聞き取りづらい地域、地区については、維持整備を継続していきます。また、長期停電時に対応できるよう防災行政無線の予備バッテリーの調達を実施しました。

イ、オ 市から伝えるべき情報等については、使用できる情報伝達手段を活用し、積極的に情報伝達を行っていきます。また、災害時要配慮者に対する確実な情報伝達の手段、仕組み等について、更なる検討を行います。

ウ 各町内会や自主防災組織との連携を強め、市からの情報伝達や市民からの要望事項等を相互に伝達、入手できるように各組織の活性化を図っていきます。

エ 被害情報や要望事項の収集には、様式を定めた各町内会の回覧板の活用を検討していきます。

カ 現行の防災ラジオについては、令和4年度、電波法の改定に伴い使用できなくなることから、情報伝達手段として防災行政無線を補完するだけでなく代替手段としても有効な「館山市安全・安心メール」や「たてやま安心電話」の普及を推進していきます。

また、利用者が増加している SNS など新たな伝達手段も検討していきます。

2-2 地元町内会や自主防災組織、防災士等との連携

(1) 意見・課題

ア 町内会、自主防災会の役員等も被災者となったため、十分な活動ができなかった。

イ 防災士を含めた自主防災組織としての基本的な活動マニュアル等が無かったため、具体的な活動や市との積極的な連絡調整ができなかった。

ウ 各地区防災組織が備蓄している防災倉庫内の備蓄品を有効に活用できなかった。

(2) 今後の対応

ア、ウ 市側からの呼び掛け不足や、被災された方が多かったこともあり、事前の取り決め通りの活動とはならなかった。役割分担の見直し等を実施して、役員不在時における活動要領などを策定しました。

(ア)「自主防災組織活動マニュアル」を改訂しました。(令和2年8月)

(イ)「避難所運営マニュアル」を改訂しました。(令和2年6月)

イ「地域防災リーダー(防災士)」連絡協議会を設置し、強化を図り、発災後の具体的な防災活動の指針となる「地区防災計画」策定、普及を推進していきます。

また、各区、町内会に1名以上の「地域防災リーダー(防災士)」を配置できるよう、養成、育成を推進していきます。

2-3 避難所の開設と運営(避難者の処遇も含む)

(1) 意見・課題

ア 避難所となる公共施設が限られており、かつ、高齢者にとって遠方である場合があるため、移動が容易である避難所を増やしてほしい。

イ 災害時要配慮者に対応する福祉避難所の開設、運営がよく理解できなかった。

ウ 大勢の避難者で溢れるほど狭隘な避難所や体育館の床に毛布1枚で横になるなど、避難者の避難生活環境は、あまり良くない。

エ ペット同行避難が可能であったが、ペットが避難所環境に向かない、他人に迷惑を掛けるなどの気遣いから、避難所へ避難しない人もいた。

(2) 今後の対応

- ア 市が指定している避難所には、市職員を配置して運営していますが、災害の状況によっては、指定避難所以外に各地区の集会所等を避難所として開設することもあるため、各地区の皆さんと連携を進めていきます。その際は、市役所(災害対策本部)と互いに情報交換が実施できるような体制作りも構築していきます。
- イ 福祉避難所の開設、運営については、配慮が必要な避難者への介護等の人材確保が難しいため、容易に開設できませんでしたが、市内の福祉関係施設等との協定などにより、幅広い運営を推進していきます。
- ウ 新型コロナウイルス感染症感染対策も踏まえ、避難所生活環境の向上のため、避難所用のエアマットやエアベッド、及び避難生活に必要な備品等の調達を行いました。
- エ ペット同行避難が可能であることを各地区の防災訓練時や広報による周知を進めるほか、避難所の駐車場で飼い主と一緒に避難する「同伴避難」についても、周知していきます。

2-4 支援物資の配布

(1) 意見・課題

- ア 支援物資の配布については、主に各地区公民館等での配布を行ったが、地区公民館等まで、足を運べない要配慮者へ支援物資が届かない状況もあった。
- イ 必要な物資の量を市へ通報するとともに、支援物資の受領を個人受領ではなく、各地区受領のやり方が不公平感も無くなるのではないかと。また、市民以外の被災者への配布防止にも役立つのではないかと。

(2) 今後の対応

- ア、イ 市が調達した物資や寄付された応援物資等を市民全体へ行き渡るように、当初、各地区公民館での配布を行いました。公民館等まで足を運べない要配慮者への支援物資の配布について、課題を残しました。
これらの対策も含め、被災状況、または、市民の支援物資のニーズを把握できない状況であれば、市が入手した物資等を地区ごとに配布することも考えられます。
各地区町内会や自主防災組織との連携を強化し、お互いの円滑な情報交換を行った上での対策を検討していきたいと考えています。

2-5 電気(停電)、電話(携帯等)、水道(断水)の復旧

(1) 意見・課題

- ア 長期停電により、普段の生活に大きな影響を及ぼした。不便な生活の中で、一番不安だったのが、いつ復旧するのかという情報が無かったことである。
- イ 個人の携帯電話による情報収集に頼る状況であったが、その携帯電話の充電する場所の情報が得られなかった。
- ウ 市内で大規模な断水状況には、成らなかったものの学校や集合住宅のように階上に受水タンクを設置している建物では、停電による給水ポンプの不作動により、長期の断水が継続した。

(2) 今後の対応

- ア 給電元の東京電力パワーグリッド㈱との協定締結により、迅速な停電復旧に関して相互に協力(倒木除去などの相互協力)する体制を構築しました。また、停電復旧の進捗状況などの情報公開などの要領について、相互に検討をしていきます。
- イ 自動車メーカーと災害時の電動車両の提供について支援協定を締結したほか、避難所用として、発電機20台、ポータブルバッテリー11台を新たに購入し、携帯電話の充電体制を整備しています。また、充電スポットに関する情報も速やかにお知らせできるよう広報体制をとっていきます。
- ウ 教訓を活かし、受水タンクへの揚水が必要な施設、建物への給水作業を計画的に行えるように準備を継続していきます。

2-6 道路、河川、土砂崩れ、倒木、電柱倒壊等の復旧

(1) 意見・課題

- ア 溢水した河川、がけ崩れ、倒木等による道路の通行止めなどの情報を地元住民だけではなく、広く周知徹底してもらいたい。
- イ 土砂流れや土砂崩れ、倒木、電柱倒壊等の被害発生が多いためか、それぞれの応急処置や対応などが、かなり遅かった。また、西岬地区の市道4040号線の復旧まで長期間を要した。

(2) 今後の対応

- ア 災害対策本部において、市民からの情報や関係機関からの被害状況を収集し、一元的な被害情報の把握に努めて対処していきます。
- イ 復旧、応急処置の優先度を決め、それらの進捗状況などを広報するなど、情報の共有を図っていきます。

2-7 教育関係

(1) 意見・課題

- ア 悪天候、警報等発表の中で、急な登下校判断などが学校ごとに異なることに違和感を持つ。
- イ 給食センターの被害が大きく、長期間、児童、生徒に対し、給食が配食されなかった。

(2) 今後の対応

- ア 警報等の発表や市が発表する避難指示等を受け、学校における児童や生徒の対応は、立地等条件が異なり、各学校長が判断決定しているため、対応の違いが起きています。天候状況の推移などの情報を提供し、それぞれの判断などに資するタイムリーな情報共有を図っていきます。
- イ 老朽化した給食センターの被害が大きく、早期の給食再開には至りませんでした。また、弁当業者への外注による給食も数量や地理的問題から実施できませんでした。教訓を踏まえ、新給食センターでの給食業務に関する災害時の業務継続計画を策定し、対応していきます。

2-8 産業復興支援

(1) 意見・課題

- ア 暴風等の風害により、花きや果樹、野菜などの栽培に欠かせないビニールハウスなどの園芸施設の倒壊や損壊などの被害が市内全域で発生しており、甚大である。
- イ 漁業協同組合の荷捌き場などの漁業施設や市営漁港内の瓦礫堆積や防波堤基礎部分の損壊が起きた。

(2) 今後の対応

- ア 被害の復旧、復興のために特に農業者にとって経費負担の大きいビニールハウスや倉庫などの農業施設の再建や修繕への支援が特に重要であり、市として国の補助事業を活用し、支援を行っています。併せて、県の融資制度への利子補給や借入支援、などを行い被災農業者への支援を行っていますが、来年度以降も継続して支援していく予定です。
- イ 令和元年度、2年度において、漁協共同組合の作業保管施設、事務所、荷捌き施設、倉庫や市営漁港内の瓦礫堆積撤去、防波堤基礎部の損壊修復等、計17件の復旧、支援作業を行いました。

2-9 ごみ収集と処理

(1) 意見・課題

- ア 大量の災害ごみの回収、集積場への搬入、処理、ごみの分別、災害ごみ受入れ期間等、被災により発生した災害ごみの取り扱いに関して、多くの問題が提議された。
- イ 災害ごみの分別要領、回収期限や搬入期限の告知など、市民へ周知する時期が期限ギリギリであり、余裕が無かった。
- ウ 災害ごみの受け入れ(市仮置場)は、日中、連続して受入れを行ってほしい。

(2) 今後の対応

- ア、ウ 教訓等を活かし、災害廃棄物の処理全般に関して、「館山市災害廃棄物処理計画」を作成し、円滑な災害廃棄物処理業務を実施していきます。
- イ 災害廃棄物の発生状況や家屋等の復旧、解体状況などを把握して、災害ごみ収集期限を決定するとともに、時間的余裕を持って市民に周知できるようにしていきます。

2-10 ボランティア

(1) 意見・課題

- ア 初めてのボランティアセンターの運営であったことと思うが、災害後の復興、復旧に関する市民のニーズと参集してくれたボランティアができる作業内容がマッチングされないまま、現地にボランティアが参加していただくことが多かった。
- イ 自己完結型で参加してくれるボランティアに対し、入浴支援や高速道路無料手続きの簡便化など、利便性の向上を図っても良いのではないかと。
- ウ ボランティアセンターの開設期間をはじめとする運営に関して、館山市社会福祉協議会の過大な労力に対し、色々な改善点を見出す必要がある。

(2) 今後の対応

- ア、ウ 市と館山市社会福祉協議会との間で災害協定を締結し、双方の業務分担及び支援要領について、明確化しました。
- イ 今回の経験を踏まえ、被災経験した地域でのボランティア活動を参考にして、発災後の活動だけではなく、平時からの研究、準備などを推進していくとともにボランティアセンターの運営訓練などを行います。

2-1-1 災害弱者支援

(1) 意見・課題

- ア 自ら救済意思を発信できない方にこそ、支援の焦点を合わせるべきと考える。また、意思の疎通と情報共有等、民生委員をはじめ地区役員やコミュニティ委員など、関係機関との連携を図る体制を強化すべきである。
- イ 避難行動要支援者名簿に基づく、支援が行えず、避難支援や安否確認が円滑に実施できなかったほか、支援漏れがないか心配であった。
- ウ 福祉避難所の開設が少なく、要配慮者の態様(障害、高齢、妊婦・乳児など)に合わせた設置が望まれる。

(2) 今後の対応

- ア 発災直後は、「被災市民への支援」を重点としますが、復旧、復興の進捗や状況の変化に応じて、「災害弱者への支援」を優先とした行動、業務に移行するよう検討していきます。
- イ 避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、支援者(民生委員、福祉関係者、自主防災組織、関係機関等)との情報共有、対応要領について検討を推進していくとともに所要の訓練を行っていきます。
- ウ 福祉避難所の開設、運営に関して、市内の介護施設等、関係団体と協議を促進し、多様な要配慮者に応じられる福祉避難所の設置を検討していきます。

2-1-2 安全対策

(1) 意見・課題

- ア 倒木、河川の越水、道路損壊、電柱倒壊などの被害が発生したならば、速やかに市民へ周知するとともに、立入禁止、通行止め措置等を早急に行う必要がある。
- イ 空き家が被災し、周辺住家に被害を及ぼしたり、空き家の老朽化が進み、更なる被害発生の原因にもなり得る。適切な空き家対策が必要である。
- ウ 電線に引っかかり、停電の原因になりそうな樹木の整枝、伐採、倒木の処理等、平時から措置を行っておく必要がある。

(2) 今後の対応

- ア 防災マップに危険箇所(土砂災害警戒区域、津波浸水区域、洪水浸水区域、越水・冠水が起りやすい区域など)を掲載するほか、発災後の被害箇所について、一元的に管理し、関係機関との連携のもと、適切な措置及び市民広報に努めていきます。

- イ 市において、市内の空き家状況を引き続き把握し、所有者に損壊しやすい箇所の防護処置を促すなどの防災のための空き家対策を進めます。所有者の対応が困難な場合は、空き家対策特別措置法に基づく解体等の行政代執行を含む適切な措置を行っていきます。
- ウ 東京電力パワーグリッド㈱との連携により、平時、災害時を問わず、停電の原因となり得る危険排除に努めていきます。

2-13 防犯対策

(1) 意見・課題

- ア 屋根の修理に法外な値段を請求する等、詐欺まがいの事案があり、詐欺対策に関する注意喚起が必要であった。
- イ 留守にしている被害住宅からの盗難対策として、必要に応じて地域コミュニティによる見回り活動や警察による巡回パトロールの実施を依頼したい。

(2) 今後の対応

- ア 防災行政無線や広報車による広報などで、窃盗・詐欺事案の注意喚起を行うとともに、地域ぐるみの注意喚起と相談体制の充実を図り、地域防犯力の向上に努めていきます。
- イ 警察による被災各地域への巡回パトロールの依頼を行うとともに、町内会等との連携による見回りの依頼や市民の皆様自身による防犯対策を推進していきます。
また、長期停電による信号機無灯火による事故防止のための交通誘導・整理の実施を警察に依頼します。

2-14 被災者に対する支援

(1) 意見・課題

- ア 被災家屋の罹災証明について、被害の程度によって各種の行政支援が受けられることを早期に市民へ周知すべきである。
- イ 被災者に対して、どのような支援(物資支援や行政支援など)が必要であるのか、発災後の時間経過によって異なる。また、長期停電により、市と地域との連絡手段がなかなか確保できなかったが、各地区公民館での掲示板を活用した情報交換も有効ではないだろうか。

(2) 今後の対応

- ア 法令等に基づく支援の提供について、申請受付等の体制・会場整備に時間を要し、周知すべき内容の確定が遅くなってしまいました。被災された市民が速やかに支援を受けられるよう努めていきます。
- イ 防災行政無線をはじめとする各種情報伝達手段(※)をワンアクションで情報発出できるシステムを構築し、各伝達手段でのタイムラグの減少、省力化を図りました。今後は SNS を用いた伝達手段についても検討します。
また、災害規模や停電が長期間に渡った場合に備え、掲示板の活用など、アナログ的手法についても、現場の状況に応じて活用できるよう、マニュアルへの例示などを検討します。

(※) 安全・安心メール、安全・安心テレフォン、安心電話、エリアメールなど

2-15 被災家屋に対する支援

(1) 意見・課題

- ア 被害を受けた家屋の修理を業者に依頼したくても、市内の業者の数が限られているため、修理順番を待つ状況となり、被災後1年経過しても、修理ができていない。
- イ 新型コロナウイルス感染症の感染対策のため、県外からの業者が被災地へ入りづらい状況となり、被災住宅の修理がなかなか進まない。

(2) 今後の対応

- ア、イ 被災家屋の修理に関する支援として、災害救助法に基づく住宅の応急修理と被災住宅の修繕補助金を行っています。いずれの支援においても、修理業者による修理工事等が実施されないと支援事業として完結しません。千葉県から紹介のあった全国木造建設事業協会千葉県協会による千葉県下の工務店の紹介も行っていますが、現状、詐欺まがい事案の発生もあり、顔繋がりのある地元修理業者への修理依頼が殺到しているため、実際の工事進捗状況が芳しくない状況です。引き続き、同支援事業期限の延長等を県、国に申し入れていきます。

2-16 国（自衛隊含む）、県、他市町村からの人的支援と物的支援

(1) 意見・課題

- ア 国、県からの連絡員として応援職員の派遣を受けたが、発災直後、被害状況の把握に重点を置かれ、国や県への状況報告、人的・物的支援の要請等が遅れた。
- イ 発災直後、罹災証明書発行の現地確認調査のため、他市町村からの職員の派遣を受けたが、現地調査のノウハウを体得していなかったため、統一された基準による調査体制を築くまで、日数を要した。

(2) 今後の対応

- ア 災害対応全般を見通した「横繋がり連携」を欠いたため、復旧、復興の各段階で必要となる支援を横断的に執り行えませんでした。教訓として、事後に反映していきます。
- イ 災害対応に関する法的根拠を熟知するとともに、平時においても、それらの習熟が実施できるような訓練、機会教育等を計画し、災害対応能力の向上に努めていきます。
また、市職員を積極的に被災市町村へ派遣するなど、知識と経験を蓄積していきます。

2-17 その他の項目

(1) 意見・課題

- ア 市民個人の保険加入やその内容によって、被災者支援の生活再建に差が生じている。特に、住宅の火災保険のほか、大地震や津波被害に対応できるように、地震保険の加入を推奨すべきではないか。

(2) 今後の対応

ア 昨年12月、内閣府から自然災害における保険・共済の加入促進に向け、それら加入促進に資する情報提供を行うなど、災害への備えとなる「自助」の取り組みを促すことを各都道府県に依頼しました。これを受け、千葉県でも県地域防災計画の防災意識の向上の項立てにおいて、国の防災基本計画と同様の表現を追記し、広報啓発を行うことを確認しました。館山市地域防災計画にも追記し、啓発を図っていきます。

2-18 庁内における見直し事項(全庁的な共通課題)

(1) 意見・課題

ア「業務継続計画(BCP)」の更新(見直し、追記)策定

イ「災害対応受援計画」の策定

ウ「被災者生活支援システム」の見直しと、発災直後から稼働させる体制づくり

(2) 今後の対応

ア 平成27年度に館山市業務継続計画は策定されていますが、内閣府から指定されている業務継続計画に記載、規定が必要な内容に不足があります。

特に、房総半島台風(台風15号)による被害によって、市内が長期停電状態に陥りましたが、市政行政の中心となるべく「市役所本庁」の停電時における非常用電源の確保が十分ではありませんでした。

全庁的に必要な応急電源の確保が経費的にも難しい状況ですが、個別に通電使用が必要な機材に供給するために、必要な非常用発電機を確保していきます。

そのほか、市の業務継続計画(BCP)を作成する上で必要となってくる「各課」の「災害対応業務」と「非常時優先業務」の切り分けなどを検討した「各課の業務継続計画(BCP)」の策定を進めます。

イ 全国各自治体等から「応援職員」等の派遣支援を受けたが、前項「各課の業務継続計画」を策定することによって、発災後、どのような業務が「災害対応業務」であり、それらに必要な人員数(職員数)の所要が導き出せるものとする。

各課で行う災害対応業務の中で、時系列的にどの段階で、どの災害対応業務に人員不足が見込まれるかを導出し、館山市としての受援職員の「災害対応受援計画」の策定を進めます。

ウ 房総半島台風の発災時点で、システム整備ができていなかったため、「罹災証明発行システム」「被災者台帳システム」など、必要になった時点で、必要なシステムを構築しながら対応にあたらざるを得ませんでした。

データ連携などの課題解消に向けたシステム一元化の検討をはじめ、千葉県とも協力しながら広域的に同一システムを採用することの可能性など、引き続き比較検討を進めます。

また、システムの再検討に伴い、災害規模に応じた判断基準、段階に応じた各課等の役割分担などのマニュアル化、定期的なシステム稼働訓練の実施といった運用体制の見直しも行います。

2-19 災害対策本部各班の課題と改善策

(1) 本部班

ア 災害対策本部内の業務分担も新規班編成の検討

本部事務局員配置の厳守、受援専任担当班の新規編成、配員、配置場所の検討

イ 停電時、または老朽化した防災行政無線に代わる市民への情報伝達方法の検討

ウ 災害の種類に応じた「被害状況の把握要領」に関する検討

エ 災対本部と各班及び本庁との情報共有の強化に関する検討

オ 市職員の危機管理意識の醸成

防災、危機管理に関する職員の知識向上及び経験値の維持を図るための機会教育等の実施

カ 各区、各町内会及び各自主防災組織との連携の強化

「館山市地域防災リーダー連絡協議会(仮称)」の発足、活性化等

キ 館山市社会福祉協議会との意見交換、情報交換等の実施

災害ボランティアセンターの開設、ボランティア活動の支援等に関する意見交換、情報交換等の実施

ク インフラ全般の被害の把握とその復旧のスケジュール管理及び周知の徹底

(2) 総務班

ア 災害対応時の各班の活動人員調整に関する検討

(ア) 各班の業務継続計画、受援計画から発災後に集中配置すべき部署、配員計画の策定が必要

(イ) 会計年度任用職員に対する契約業務内容以外の業務を指示する際の取り決め等に関する検討(対応業務範囲の見直し)

(ウ) 応援職員等人員調整の担当者に関する検討

イ 家屋の被害調査に関する検討

「被災家屋応急危険度判定」、「被害状況の把握」、罹災証明書発行のための現地確認」の必要性から、どのような「枠組み」のもと、実施していけば良いのかについて検討(本部班、復旧班とともに検討)

ウ 罹災証明書の発行業務に関する検討

罹災証明書発行手順等に関する「業務マニュアル」や「チェックリスト」の策定、及び「罹災証明書発行業務に関する受援計画」の策定

- ・災害規模に応じた申請受付場所の事前確保
- ・申請受付時の確認項目・受付体制見直し

エ「義捐金」の取り扱い要領、取扱担当(課)に関する検討

(3) 救援班

ア 来庁した市民の相談、手続き窓口での市民への情報提供、伝達要領について
本庁玄関ロビーでのホワイトボードを使用した情報公開は有効であり、同ボードの必要枚数確認や災対本部からの情報入手の要領等について、検討する。

イ 救護に関すること。(救援班本部と実務者(現場)との連携)

救援班の保健師が避難所へ巡回する機会が増えるため、救援班本部と現場との連絡体制を確実とすべきである。連絡手段、連絡要領等について検討、策定する。

ウ 災害時用援護者への支援、対応の強化

災害時要援護者の安否確認等に必要な各種データが停電により活用できなかった。さらに、避難行動要支援者名簿の活用も不十分であり、同名簿の作成、完成が急務である。

エ 福祉避難所の開設、運営に関する検討

介護専門知識、経験を有する職員の派遣、または、「福祉避難所」の開設、運営を実施できる体制について検討する。

オ 館山市社会福祉協議会との意見交換、情報交換等の実施

本部班とともに、互いの業務に関する意見交換、情報交換等を積極的に行う体制を確立する。

カ 震災、津波被害を受けた際の「死体」の収容、安置に関する業務調整、火葬手続きに関する業務について、手順の確認や要領等について、確認しておく必要がある。

(4) 調達班

ア 生活必要物資、支援物資の配布に関すること

(ア) 被災レベルや地区人口や年齢構成などに応じて、個人配布ではなく、各地区に配布すべきではないかとの意見大多数であり、検討を要する。(各地区、町内会長との連携強化を図り、地区宛て配布について、検討を要する。)

(イ) 個人配布の場合は、記名制による物資配布を検討する。(地区宛て配布との整合性を採る必要有り。)

イ 救援物資等の受領、保管に関すること

本部との連携が取りやすい4号館周辺での救援物資の受領、保管が管理しやすかった。4号館駐車場、新給食センター駐車場、コミセン駐車場、北条小・新館山中学校(仮称)校庭などにエアテントを設置するなど、受領・集積場所について検討する。また、それらに関する受入れ、配布要領に関するマニュアルの策定も必要である。

ウ 農林被害の調査・報告に関すること

農林被害に対する罹災証明、補助金業務まで、長期間を要することから、日替わりの応援職員では、一貫性を保てないため非効率でもある。チームとして対応する業務である。農水産課の業務継続計画(BCP)の策定が急務である。

エ 昨年の台風被害に際して、生活必要物資や災害対応物資の調達供給業務については、災対本部(本部班)で実施した。調達班の本来業務として、事務分掌の見直しの必要が無いのかも合わせ、検討する必要がある。

(5) 復旧班

ア 下水道施設の応急対策に関すること

長期間停電に対応するため、初期対応としてリース会社等と連絡調整を行い電源確保に努め、必要に応じ災害対策本部を通じて電源車確保の要請を行う。

これらを下水道課が策定している業務継続計画(BCP)に盛り込む。

イ ごみの収集、処理に関すること

- (ア) 環境センターの停電発生時には非常用発電機により適切な施設維持を行い、その後の通常の一般廃棄物受入・処理事業の継続を図る。また、災害により発生した災害廃棄物を適切に処理するための体制を検討
- (イ) 災害ごみの収集、集積、保管、管理等における業者委託に関する検討
- (ウ) 災害ごみ仮置場への搬入ルール徹底、及び分別専門ボランティアの配置に関する検討

ウ 被災家屋の解体、撤去に関すること

「被災者生活再建支援金(基礎支援金)」の周知徹底を図るとともに、申請期限を踏まえ、公費解体の制度設計に努める。

エ 「被災住宅(宅地)の応急危険度判定」の実施要領に関する検討が必要。

危険度判定が実施できる技能者の確認・確保、実施規模、実施要領について検討する。(本部班、総務班とともに検討)

(6) 収容班

ア 避難所の開設、運営に関すること

- (ア) 令和2年度職員初動マニュアルにおいて、地区本部員の増員配員を実施したが必要があれば、更に増員することも視野にいれて避難所運営を行う。
 - (イ) 指示を出す側(災対本部)と指示で動く側(現場：避難所、公民館)できちんと役割分担が必要。
 - (ウ) 避難所での情報収集のため、各避難所に公衆 Wi-Fi (臨時設置 Wi-Fi も可)を整備する必要がある。
 - (エ) 福祉避難所の開設要領等について、今後も検討していく必要がある。
 - (オ) 長期の避難所運営に際しては、避難者への必要なケアを行いつつ、避難所閉所を可能な限り早期に実施できるよう必要なことを実施していく。
- イ 震災等、大きな被害発生時には、「帰宅困難者」の発生が予想される。被災後の市民の避難所誘導、運営に加え、**帰宅困難者の対応**について、検討が必要である。

3 災害対応の記録及び被害等

(1) 台風等の気象概況

ア 令和元年房総半島台風(台風15号)

- ・令和元年9月9日午前3時前後に館山市に最接近。(三浦半島を通過)
- ・最大瞬間風速 48.8m/s (観測史上2番目)
- ・暴風による大規模な建物被害や電柱倒壊などに伴う停電、断水、通信障害などが発生。

イ 令和元年東日本台風(台風19号)

- ・令和元年10月12日20時前後に館山市に最接近。(伊豆半島を通過)
- ・最大瞬間風速 33.9m/s。

- ・ 12月24時間雨量 133.5mm（県内4番目の雨量）

ウ 10月25日大雨被害（台風21号関連）

- ・ 令和元年10月25日昼前から猛烈な雨。
- ・ 25日24時間雨量 207.5mm（千葉県内最多24時間雨量：市原市牛久 285.0mm）
- ・ 床上床下浸水、土砂崩れ、道路冠水などが発生

（2）人的被害

第1項（2）人的被害のとおり。

（3）住家被害

第1項（3）住家被害のとおり。

（4）公共建築施設の被害等

ア 令和元年度復旧対応

- ・ 北条小学校体育館の大型ガラスの破損、床材破損復旧
- ・ 老人福祉センターの屋根部材の損壊復旧
- ・ 富崎公民館の屋根部材の損壊復旧（災害復旧事業費等）
- ・ 給食センターの屋根材飛散（復旧未実施） など 計8件 約3,000万円

イ 令和2年度復旧対応

- ・ 館山小学校教室の床材浸水による破損復旧
- ・ 老人福祉センターの内装復旧
- ・ 那古小擁壁復旧
- ・ 神余小ガラス屋根撤去
- ・ 二中西門扉及び周辺フェンス復旧（災害復旧事業費等）
- ・ 房南中屋根復旧 など 計22件 約1億600万円

（5）公共土木施設の被害等

- ・ 発災直後の通行規制：市道184か所、通行止め：市内 23か所
- ・ 最長通行止め市道：市道4040号線（西岬地区の重要生活道路）
⇒ 通行止め解除日：11月11日

ア 令和元年度復旧対応

- ・ 道路復旧、道路倒木撤去、法面復旧、河川倒木撤去、流竹木撤去
など 計150件 約1億1,200万円

イ 令和2年度復旧対応

- ・ 道路法面復旧、河川護岸復旧（予算額）

など 計 90件(※) 約6億0,300万円

※ 内訳: 令和2年度執行見込み件数:69件、令和3年度への繰越予定件数:21件

(6) 停電被害・復旧状況

ア 令和元年房総半島台風(台風15号)

(東京電力パワーグリッド㈱ホームページ発表数値)

日	時刻	停電・復旧	対象軒数	備考
9月8日(日)	22:53	停電	600軒	那古、船形地区等
9日(月)	01:30	〃	24,700軒	市内全域
12日(木)	12:00	〃	19,900軒	〃
13日(金)	12:00	〃	18,100軒	〃
〃	20:00	〃	15,900軒	〃
14日(土)	12:00	〃	12,600軒	〃
18日(水)	12:00	〃	600軒	〃
19日(木)	12:00	〃	400軒	豊房地区等
20日(金)	12:00	〃	200軒	〃
21日(土)	10:00	復旧	0軒	――

※ 市内の全電柱を経路とした送電については、上記のとおり復旧しましたが、一般家屋への引き込み線不良に伴う停電復旧に関し、更に4～5日を要しました。

イ 令和元年東日本台風(台風19号)

(東京電力パワーグリッド㈱ホームページ発表数値)

日	時刻	停電・復旧	対象軒数	備考
10月12日(土)	20:00	停電	4,400軒	市内全域
〃	20:30	〃	9,300軒	〃
13日(日)	10:00	〃	5,400軒	〃
14日(月)	15:00	〃	4,800軒	〃
15日(火)	16:00	〃	3,400軒	〃
16日(水)	13:40	復旧	0軒	――

(7) 農業、漁業施設の被害等

(令和2年12月31日現在)

ア 農業関連 : 総額 51億1,922万円

(ア) 農作物等 花き(ストック、トルコギキョウ、千両等) 12.4ha 3億3,320万円

水稲・果樹(ビワ、いちじく等)・野菜・採卵鶏 35.8ha 6,070万円

(イ) 園芸施設等 ビニールハウス・鉄骨ハウス・倉庫等 計1,657棟

70.8ha 41億7,160万円

(ウ) 畜産施設 牛舎・鶏舎・豚舎等

70棟 4億4,810万円

(エ) 農業用機械 トラクター、揚水ポンプ等

33件 1,060万円

(オ) 農業施設等 農道等への倒木被害 21件

4,060万円

農道等路肩崩壊等 42件

3,892万円

9,502万円

農地への土砂流入 3件ほか 1,550万円

イ 漁業関連 : 総額 1億3,982万円

(ア) 漁港関連施設 1,800万円

- ・伊戸漁港:瓦礫堆積、陸上土砂堆積、川名漁港:排水路土砂堆積
- ・栄の浦漁港:漁具干場一部損壊、防波堤基礎部の洗掘
- ・洲崎漁港:泊地の土砂堆積、陸上土砂堆積 等々。

(イ) 漁業施設 1億2,182万円

- ・館山漁協:作業保管施設、事務所、荷捌き施設、倉庫、船形ふれあい市場等42施設で破損、損壊等。
- ・西岬漁協:協同館、荷捌き施設、倉庫、製氷機等18施設、定置網及び漁船の破損、損壊等。
- ・波左間漁協:倉庫、荷捌き施設、漁民宿舍等14施設、車両で破損、損壊等

(8) 商工業の被害等

○ 市内の商工業施設等被害(推計値):92.4億円(館山商工会議所調べ)

内 訳

商 業 : 13.1億円

飲食・観光・衛生業 : 57.5億円

運輸工業 : 5.2億円

庶 業 : 12.1億円

建設業 : 4.5億円

※被害額は、実態調査で回答のあった数値をもとに、全体を推計したもの

(9) 災害廃棄物の処理

(令和2年12月23日現在)

在)

- ・災害廃棄物(片付けごみ):約9,000トン(令和元年度実績値)
 - ・被災家屋等解体撤去による廃棄物(解体ごみ):約10,400トン(令和2年度推計値)
- 合計 約19,400トン

(10) ふるさと納税寄付金(災害支援寄附金)等の状況

○ 全国から市へ寄せられた台風関連の寄附金額は下表のとおりです。

(単位:件、円 令和2年12月31日現在)

種 別	件 数	金 額 (円)
ふるさと納税(災害支援寄附金)	5,781	158,387,730
一般寄附(ふるさと納税以外の寄付分)	15	5,695,582
合 計	5,796	164,083,312

○ 寄せられた寄附金は、「被災した住家の修繕に対する支援」、「被災者支援物資購入費」、「被災した農業者の再建に対する支援」、「公園や学校施設の復旧費」などに活用しています。

(11) 罹災証明書の発行状況及び支援等相談受付状況(住家のみ)

(単位:件 令和3年1月25日現在)

	全 壊	大規模半壊	半 壊	一部損壊	合 計
--	-----	-------	-----	------	-----

罹災証明書発行数	101	235	1,392	4,869	6,597
支援等相談件数	101	234	1,215	2,890	4,440
受付率 (未相談件数)	100.0% (0件)	99.6% (1件)	87.3% (177件)	59.4% (1,979件)	67.3% (2,157件)

(12) 被災者生活再建支援制度に基づく被災者生活再建支援金の交付状況

○ 同支援金の交付状況(住家)

(単位：件、千円 令和3年1月25日現在)

申請
合計：
599,250

	罹災状況及び 再建方法	申請受付		交付済み	
		件数	金額	件数	金額
基礎支援金	全体件数	445	304,625	436	298,000
	全壊	98	84,750	98	84,750
	大規模半壊	155	69,875	152	68,500
	解体処理	192	150,000	186	144,750
	基礎差額	(50)	22,500	(47)	21,125
加算支援金	全体件数	236	272,125	217	251,225
	建築・購入	77	145,000	70	133,000
	補修	130	115,250	118	106,350
	賃借	29	11,875	29	11,875

交付済み合計:570,350

○ 同支援金の交付状況(非住家※)

(単位：件、千円 令和3年1月25日現在)

申請
合計：
28,875
交付

	罹災状況及び 再建方法	申請受付		交付済み	
		件数	金額	件数	金額
基礎支援金	全体件数	23	13,625	22	13,250
	全壊	7	5,750	7	5,750
	大規模半壊	12	5,125	11	4,750
	解体処理	4	2,750	4	2,750
	基礎差額	(2)	1,000	(2)	1,000
加算支援金	全体件数	13	14,250	12	13,500
	建築・購入	3	6,000	3	6,000
	補修	10	8,250	9	7,500
	賃借	0	0	0	0

交付済み合計:27,750

※「非住家」とは、住民票登録が無いが、生活の本拠としている家屋を示す。

○ 支援制度の申請期限

	申請期限	備考
基礎支援金	令和3年 3月31日	令和2年10月9日期限から延長措置
加算支援金	令和4年10月11日	——

(13) 被災住宅の応急修理及び修理補助金支援の状況

(令和3年1月31日現在)

	申請受付件数	工事・支払完了件数	完了率
応急修理	2,203件	1,778件	80.7%
修理補助金	1,793件	1,143件	63.7%
合計	3,996件	2,921件	73.1%

(14) 応急仮設住宅の利用・入居状況

(単位：人数/世帯数 令和2年11月16日現在)

	館山市	南房総市	鴨川市	鋸南町	(参考:千葉県)
利用申込世帯	314/145	200/87	22/10	139/59	1388/616
入居済み世帯	314/145	199/86	22/10	139/59	1387/615
既退去世帯	21/9	17/8	0/0	16/5	103/38

※ 既退去世帯は、既に被災住宅の修理、修繕、又は住み替え、新築等が終了し、応急仮設住宅を退去した世帯数等を示します。

(15) 千葉県災害弔慰金・災害見舞金の支給実績

(令和3年1月19日現在)

	災害弔慰金		災害見舞金
	住家の全壊	死亡・行方不明者	重傷者(※1)
支給実績件数	105件	0件(2件(※2))	14件

※1 令和元年房総半島台風等を直接の起因とする負傷であり、1か月以上の治療を要する者。

※2 令和3年1月19日付け 災害関連死認定、災害弔慰金支給決定通知を受領 : 延べ2件

(16) 千葉県災害義援金の支給状況

(令和3年1月31日現在)

	住家被害				人的被害	
	全壊	半壊(大規模を含む)	床上浸水	一部損壊	死亡	重傷
1次配分	105件	1,627件	0件	4,528件	0件(2件(※))	14件
2次配分	105件	1,620件	0件	——	0件(2件(※))	14件

※1 令和3年1月19日付け 災害関連死認定、災害弔慰金支給決定通知を受領 : 延べ2件

※2 災害義援金の総支給状況: 1次配分 : 6,276件/350,340千円

2次配分 : 1,741件/305,100千円

(17) 被災者生活再建支援制度に基づく災害援護資金貸付制度の状況(貸付実績)

貸付申請者	総貸付金額
60名	1億610万円

(18) 生活福祉資金貸付制度に基づく緊急小口資金(特例貸付)の状況(貸付実績)

○ 同資金の貸付利用申込の実績無し。

(19) 災害廃棄物事業による被災住宅家屋の解体撤去の状況(実績)

(令和2年12月31日現在)

	件数	罹災証明発行区分別の対象件数		
		全壊	大規模半壊	半壊
解体撤去 (公費解体)	138件	25件	40件	73件
費用償還 (自費解体)	57件	15件	17件	25件

合 計	195件	40件	57件	98件
-----	------	-----	-----	-----

※1 本制度は、台風被災した家屋について、罹災証明書により、「全壊」、「大規模半壊」及び「半壊」と判定されるなど、要件を満たす場合に限り、所有者等の申請に基づき、当該家屋を市が解体撤去する場合と、既に自費で解体撤去し、その費用の一部を償還するものです。

※2 令和2年10月27日までに、被災家屋の解体撤去及び自費解体の費用償還手続きを終了した。

(20) 市税等の減免の状況

○ 市税等の減免割合

	損害の程度、減免の基準・対象			減免割合
個人 市県民税	・納税義務者が所有し、かつ、居住する住宅に被害があった場合			
	全 壊	平成30年中の 合計所得金額	500 万円以下	100%
			500 万円を超え 750 万円以下	50%
	750万円を超え 1,000 万円以下		25%	
	大規模半壊 又は半壊		500 万円以下	50%
			500 万円を超え 750 万円以下	25%
			750万円を超え 1,000 万円以下	12. 5%
・災害に伴う農作物の減収による損失額が、平年の農作物による収入額の 10 分の3以上なる場合				
国民健康 保険税	・生計維持者の居住する住宅に被害があった場合			
	全 壊	100%		
	大規模半壊又は半壊	50%		
・災害による生計維持者の事業収入等の減少額が平成30年中の事業収入等の10分の3以上となる場合				
後期高齢者 医療保険料	・被保険者又は世帯主が所有し、かつ、居住する住宅に被害があった場合			
	全 壊	平成30年中の 合計所得金額	500 万円以下	100%
			500 万円を超え 750 万円以下	50%
			750万円を超え 1,000 万円以下	25%
	大規模半壊 又は半壊		500 万円以下	50%
			500 万円を超え 750 万円以下	25%
			750万円を超え 1,000 万円以下	12. 5%
・災害により、世帯主の事業収入等が平成30年中の総所得金額等の10分の5以下となる場合				
・災害に伴う農作物の減収による損失額が、平年の農作物による収入額の10分の3以上となる場合				
介護保険料	・第1号保険者の居住する住宅に被害があつた場合			
	全 壊	100%		
	大規模半壊又は半壊	50%		
・災害による生計維持者の事業収入等の減少額が平成30年中の事業収入等の10分の3以上となる場合				
固定資産税 都市計画税	・納税義務者の課税対象家屋に被害があった場合(当該家屋の税額分のみが該当)			
	全 壊	100%		
	大規模半壊	60%		
	半 壊	40%		

○ 市税等の減免の状況

(令和2年3月31日現在)

	対象者数(人)		減免額(円)	合 計(円)
個人市県民税	全 壊	31	23, 778, 350	106, 562, 315
	大規模半壊・ 半 壊	638		
国民健康保険税	全 壊	31	28, 407, 200	
	大規模半壊・ 半 壊	619		
後期高齢者医療保険料	全 壊	76	13, 197, 500	
	大規模半壊・ 半 壊	1459		
介護保険料	全 壊	44	26, 128, 310	

	大規模半壊・半壊	794		
固定資産税	全壊、大規模半壊、半壊	1,550	12,390,263	
都市計画税			2,660,692	

(21) 保育料の減免の状況

○ 保育料の減免割合

被害の区分	減免の割合	減免の期間
全壊	全部	6か月 (令和元年10分から 令和2年3月分まで)
半壊	2分の1	

※半壊は大規模半壊を含みます。

○ 保育料の減免の状況

(令和2年3月31日現在)

被害の区分	対象者数(人)	減免総額(円)
全壊	0人	127,500
半壊	2人	

(22) 学童クラブ利用料の減免の状況

○ 学童クラブ利用料の減免割合

被害の区分	減免の割合	減免の期間
全壊	全部	6か月 (令和元年10分から 令和2年3月分まで)
半壊	2分の1	

※半壊は大規模半壊を含みます。

○ 学童クラブ利用料の減免の状況

(令和2年3月31日現在)

被害の区分	対象者数(人)	減免総額(円)
全壊	0人	240,000
半壊	9人	

(23) 自衛隊、国、県、市町村職員等の受援状況

ア 自衛隊災害派遣

(ア) 入浴、洗濯機利用、休憩、携帯電話充電支援

部隊	期間	場所	延べ支援 隊員数	入浴者数	洗濯機 利用者	休憩、充電 利用者
海上自衛隊 第21航空群	9月11日～ 23日 (延べ13日間)	館山航空基地	331人	2,972人	411人	374人

	10月14日～ 17日 (延べ4日間)		108人	668人	59人	63人
陸上自衛隊 第9師団 (八戸駐屯地)	9月16日～ 19日 (延べ4日間)	富崎地区 (富崎漁港内)	80人	79人	——	24人
合 計	延べ21日間		519人	3,719人	470人	461人

(イ) ブルーシート展張支援

部 隊	期 間	延べ支援隊員数
陸上自衛隊 第32普通科連隊(大宮)	9月21日～27日、10月20日～10月22日	667人
陸上自衛隊 第1特科連隊(富士)	9月24日・25日	70人
陸上自衛隊 空挺団(習志野)	10月20日・21日	135人
合 計	延べ14日間	872人

(ウ) 学校施設等における倒木撤去支援

部 隊	期 間	延べ支援隊員数
陸上自衛隊 第32普通科連隊(大宮)	9月19日・20日	40人
陸上自衛隊 第1施設部隊(古河)	9月19日・20日	20人
合 計	延べ4日間	60人

イ 国・県市町村職員等の受援状況

機 関 等	受 援 内 容	期 間	延べ受援人数
経済産業省	災害対策本部応援対応	9/11～27	34人
環 境 省 、 他6団体(※1)	災害対策現地情報 連絡員(リエゾン)	9/13～10/11	7団体127人
関東財務局	罹災証明窓口対応	9/21～10/11、10/15～18、10/21 10/23～25、10/28～10/31	168人
館山税務署	〃	9/30～10/8	18人
東京都江東区 他21団体(※2)	災害廃棄物の 個別収集運搬	9/11～12/27	22団体1,998人
東京都中野区	現地調査、罹災証明発行	9/30～10/4	10人
特別区区長会	〃	10/1～10/9	36人
茨城県日立市	〃	9/30～10/4、10/7～10/10、10/16～18 10/21～25、11/1～11/10	108人

埼玉県三郷市	給水支援	9/26・27	3人
	現地調査、罹災証明発行	9/26・27、9/30～10/4、10/7～11、 10/15～18、10/21～25、11/5～8	75人
神奈川県横須賀市	災害廃棄物処理 (布団類の焼却処理)	9/23～10/24	59人
神奈川県川崎市	現地調査、罹災証明発行	9/25～10/10	448人

機 関	受 援 内 容	期 間	延べ受援人数
兵庫県姫路市	現地調査、罹災証明発行	11/6～11/16	23人
岡山県岡山市	応急修理申請受付	11/7～11/22	123人
愛媛県八幡浜市	現地調査、罹災証明発行	9/30～10/11	23人
高知県須崎市	災害対策本部応援	9/24～27	8人
千葉県	災害廃棄物仮置場管理、 現地調査、罹災証明発行、 応急修理、解体業務、 避難所運営等支援	9/18～10/22、9/24～10/10、 10/20～26、11/2～4、1/6～2/28、 1/7～3/31、4/1～R3 3/31	885人
千葉県千葉市	応急修理申請受付	11/20～12/12	20人
千葉県市川市	現地調査、罹災証明発行	9/24～10/10、10/26、11/2～4	122人
千葉県船橋市	〃	9/25～29、10/1～10、11/2～4	40人
千葉県松戸市	〃	9/25～10/10、10/20、10/26、11/2～4	43人
千葉県柏市	〃	9/28・29、10/20、10/22	10人
千葉県流山市	〃	10/20、10/22、11/2～4	10人
千葉県浦安市	〃	10/20、10/26、11/2～4	12人
千葉県鎌ヶ谷市	〃	10/22	2人
千葉県八千代市	〃	10/22	3人
千葉県野田市	〃	10/22	1人
我孫子市消防局	ブルーシート展張支援	9/21～10/3	79人
市川市消防局	〃	9/24～27	44人
浦安市消防局	〃	9/21～27	78人
柏市消防局	〃	9/21～27	91人
鎌ヶ谷市消防局	〃	9/21～27	30人

流山市消防局	〃	9/21～27	24人
野田市消防局	〃	9/28～10/5	30人
船橋市消防局	〃	9/19・20、9/24～27、9/30～10/2	175人
松戸市消防局	〃	9/21～27	48人
八千代市消防局	〃	9/28～10/2	35人
合 計			5, 043人

※1 災害対策現地情報連絡員(リエゾン)による支援

(災害廃棄物処理の経験・知見による専門的な立場からの助言を受けた)

支援自治体等:環境省(本省、関東地方環境事務所、中部地方環境事務所)、常総市、甲府市、川越市、横浜市、糸魚川市、一般財団法人 日本環境衛生センター

※2 災害廃棄物の個別回収(災害廃棄部物の分別・仮置場への収集運搬)

支援自治体等:江東区、杉並区、北区、板橋区、中野区、大田区、文京区、墨田区、渋谷区、国分寺市、八王子市、昭島市、町田市、さいたま市、川口市、藤沢市、千葉県、一般社団法人 日本災害対応システムズ、一般社団法人 千葉県産業資源循環協会、一般社団法人 千葉県環境保全センター、館山環境清掃共同組合、館山市環境保全協業組合